



消費者の部屋通信

(令和5年4月号)

目次	☆ 展示の紹介	1
	☆ 学校関係の訪問状況	3
	☆ 令和5年3月の消費者相談状況	7
	☆ 相談事例（3月分）	8
	☆ 地方の「消費者の部屋」展示予定一覧（4月）	10
	☆ 地方の「消費者の部屋」だより（沖縄）	11
	☆ 一口メモ	12

農林水産省「消費者の部屋」展示

「消費者の部屋」へようこそ！ ～最近の展示の取組紹介～

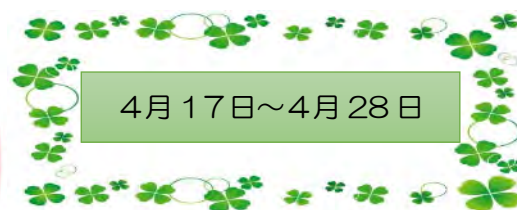
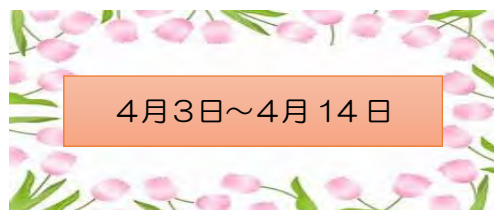
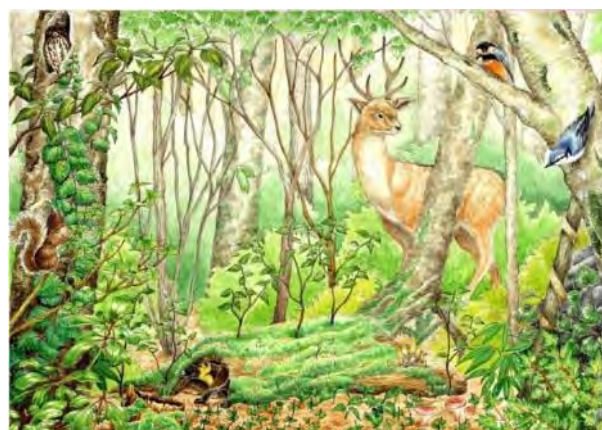
農林水産省「消費者の部屋」では、北別館1階展示室において消費者の皆様にお役に立つような農林水産行政や食生活などの情報を発信しています。

今回、令和4年1月～12月において省内各課室や関係団体などが主催した展示について、その概要を一挙にご紹介いたします。

どうぞお気軽にお立ち寄りください。



本の森へ出かけよう
～図書館へようこそ～



◇ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとのコミュニケーションを深めるため、農林水産行政や食生活などの情報を提供しています。

また、農林水産省の北別館 1 階で行われる展示では、皆様のお役に立つように農林水産業に関する情報を発信しております。

☆ 展示の紹介

●令和 5 年 3 月の開催状況

期 間	展 示 名	入場者数
2 月 27 日～ 3 月 3 日	食生活の中の機能性成分の役割とその素材	607 人
3 月 6 日～ 3 月 10 日	東北 3 県の現在（いま）と、私たちが創る未来～東日本大震災から 12 年を経て～	1,013 人
3 月 13 日～ 3 月 17 日	「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」～地域の活性化や所得向上につながる農山漁村の優良取組事例を紹介します～	598 人
3 月 20 日～ 3 月 31 日	「消費者の部屋」へようこそ！～最近の展示の取組紹介～	460 人

●令和 5 年 4 月～ 5 月の展示予定

期 間	展 示 名
4 月 3 日～ 4 月 14 日	「消費者の部屋」へようこそ！～最近の展示の取組紹介～
4 月 17 日～ 4 月 28 日	本の森へ出かけよう～図書館へようこそ～
5 月 8 日～ 5 月 12 日	農林水産省 Web マガジン「a f f」の紹介
5 月 15 日～ 5 月 26 日	「原料原産地表示制度」、「米トレーサビリティ制度」の紹介

◆テーマ 食生活の中の機能性成分の役割とその素材

日常的に食べている穀類、野菜、果実、魚介類には、オリゴ糖や食物繊維、カロテノイドやポリフェノール、DHA・EPA など、健康維持に欠かせない有効成分が含まれています。このような成分を適切に摂取できるように、各素材と成分の特徴を生かして製造された食品には、特定保健用食品や機能性表示食品があります。今回の展示では、特定保健用食品や機能性表示食品とこれらの食品に配合される素材を展示するとともに、各成分の身体での役割や働きなどを紹介し、普及啓発を行いました。



特定保健用食品の適切利用により期待できる効果や、その効果の関与成分等をパネルで紹介。



機能性表示食品の製品例として、機能性に関与する成分であるフラクトオリゴ糖等の様々な製品をポスター掲示。



「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」の説明パネル、はちみつに関する Q&A のパネルや、様々なはちみつの製品を展示。

◆テーマ 東北3県の現在（いま）と、私たちが創る未来～東日本大震災から12年を経て～

震災発生から12年を経て、東北3県（岩手県・宮城県・福島県）の復興の現状及び活力にあふれる農林水産業の取組や魅力ある特産品などについて紹介しました。具体的には、①東北3県の現状と復興に向けた取組を紹介したパネルや特産品のサンプルの展示、②復興に向けた取組や特産の食材を提供する飲食店を取材した動画放映、③展示に連動し被災地で生産された特産物の販売を行いました。



東北3県(上から岩手県・宮城県・福島県)の魅力ある特産品を展示。



福島県立磐城農業高等学校の生徒たちによる、復興に向けた取組をパネルで紹介。愛情を込めて栽培したキク科のサイネリアの花を展示。



岩手県産の米粉カステラ、宮城県産のさば缶詰、福島県産の乳飲料等の様々な特産物を当省北別館入口で販売。

◆テーマ 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」

～地域の活性化や所得向上につながる農山漁村の優良取組事例を紹介します～

「ディスカバー農山漁村の宝」では、平成26年度の開始以来、令和4年度までに、農山漁村の可能性を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる286件の優良事例を選定しています。首相官邸での選定証授与と報告、事例の全国発信を通じて、取組の認知度の一層の向上とともに、他地域への横展開を図っています。今回の展示では、受賞者の取組をはじめ、6次産業化を発展させた「農山漁村発イノベーション」の取組を紹介し、パネル展示や冊子配布を行いました。



「ディスカバー農山漁村の宝」の取組概要や、内閣総理大臣と今年度受賞者たちとの記念写真等を紹介。



第9回選定である令和4年度に優良事例として選定された全37件をパネルとして展示。各パネルでは、受賞区分毎に、取組概要やその成果、作業風景の写真等を紹介。これらの取組により生産された精米、トマトジュース、食酢、日本酒等も展示。



◆テーマ 「消費者の部屋」へようこそ！～最近の展示の取組紹介～

農林水産省「消費者の部屋」では、北別館1階展示室において消費者の皆様にお役に立つような農林水産行政や食生活などの情報を発信しています。令和4年1月～12月において農林水産省、都道府県、関係団体等が主催した展示について、その概要を一挙に紹介しました。



様々な機関・部署が担当している農林畜水産業や食品等に関する取組を紹介した展示について開催案内ポスターや開催時の様子、実績をパネル展示。

☆学校関係の訪問状況

「消費者の部屋」では、小・中・高校の修学旅行や校外学習でグループ行動をされる児童・生徒の皆さんに向けて、農林水産省への訪問申し込みを受け付けています。

農林水産業に関する様々な質問にも、わかりやすく説明しています。

新型コロナウイルス感染予防対策に留意し換気や消毒を実施。また、密を避けるため参加人数を制限させていただきます。

令和5年3月の来訪者は以下の通りです。

学校名	来訪者数
新潟県新潟市立新津第五中学校	5名
東京都千代田区三輪田学園高等学校	17名
東京都中央区開智日本橋中学校	15名
東京都千代田区三輪田学園高等学校	16名
兵庫県立尼崎北高等学校	4名
富山県立高岡高等学校	5名
群馬県伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校	15名
合 計	7校 77名

お申し込みについて

訪問を希望される場合には、事前にお申し込みが必要です。

まず、担任の先生が電話（**直通：03-5512-1115**（土日祝を除く10時から17時））で、学校名・希望日時・人数をお伝えください。

学校のメールアドレスあてにメールをお送りします。

※訪問についての基本情報

- ＊実施時間：月～金の1日2回（10：30～、13：30～）
（ただし、月曜日は13：30～、金曜日は10：30～の1日1回のみ）
- ＊所要時間：1時間程度
展示の案内、農林水産省の業務紹介、質疑等、省内見学
- ＊受入人数：班別・グループ行動に限定させていただきます（最大15名）

農林水産省ホームページ「学校訪問のご案内」

https://www.maff.go.jp/j/heya/kodomo_homon.html

訪問の様子

3／9 新潟県新潟市立新津第五中学校



3／9 東京都千代田区三輪田学園高等学校



3/10 東京都中央区開智日本橋中学校



3/13 東京都千代田区三輪田学園高等学校



3/14 兵庫県立尼崎北高等学校



3/15 富山県立高岡高等学校



3/15 群馬県伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校



☆令和5年3月の消費者相談状況 ～電話やメールで相談を受け付けています～

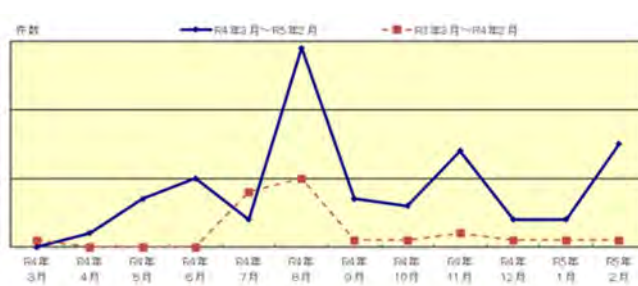


令和5年3月の相談件数は、159件（前年同期94件）でした。

図1 月別の全相談件数の推移



図2 図1のうち子ども相談件数の推移



〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、中学生以下の子どもからの農林水産業や食品に関する相談や質問にお答えしています。3月の子ども相談件数は14件（前年同期0件）でした。

表1 相談内容別内訳

項 目	件 数	比 率
食品の安全、食品衛生	27	17%
品質・規格・基準等	21	13%
法令・制度	20	13%
農林水産省が行う事業	19	12%
販売・サービス等	16	10%
食品表示	7	4%
統計	2	1%
その他	47	30%
計	159	100%

注）四捨五入の関係で割合（％）の合計は100%とならない場合があります。

図3 相談内容別比率

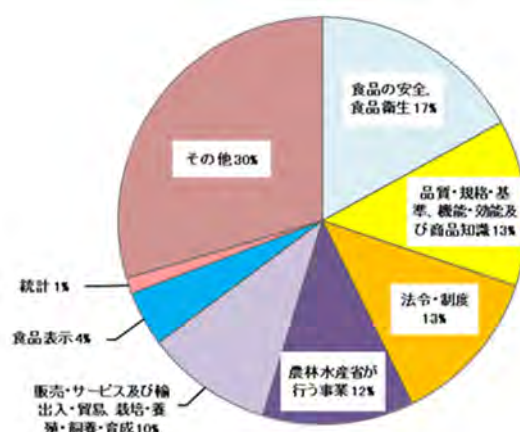
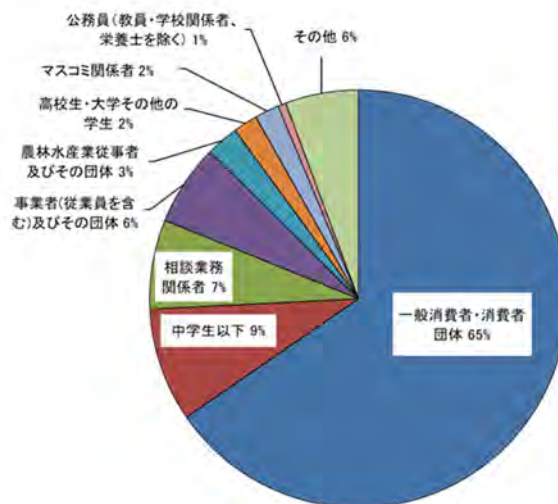


表2 相談者別内訳

項 目	件 数	比 率
一般消費者・消費者団体	104	65%
中学生以下	14	9%
相談業務関係者	11	7%
事業者(従業員を含む) 及びその団体	10	6%
農林水産業従事者及びその団体	4	3%
高校生・大学その他の学生	3	2%
マスコミ関係者	3	2%
公務員(教員・学校関係者、栄養士を除く)	1	1%
その他	9	6%
計	159	100%

注）四捨五入の関係で割合（％）の合計は100%とならない場合があります。

図4 相談者別比率



☆相談事例（3月分）

Q：農業生産で使用するプラスチックの行方について教えてください。

A：農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材です。

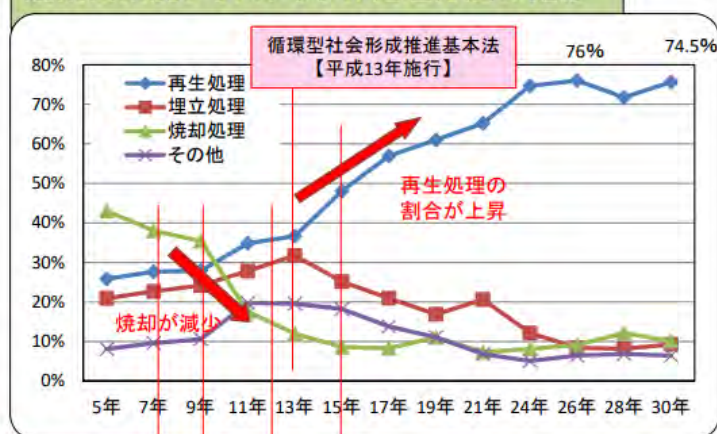
農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあります。

2018 年では、我が国全体で 891 万トンのプラスチックが廃棄され、そのうち農業分野の排出量は 12 万トン（約 1 %）で、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的に減少傾向にあります。

農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）があります。その処理方法は、農業用廃プラスチックの排出量が最も多かった平成 5 年には焼却処理が 4 割以上と一番多かったものの、平成 26 年には再生処理の割合が 76%まで上昇しています。



農業由来廃プラスチックの処理方法の推移



農業由来の廃プラスチックの再生利用には、マテリアルリサイクル（廃プラスチックを原料にして新しい製品をつくる技術）とサーマルリサイクル（焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する）があります。

塩化ビニルフィルムは、ほぼマテリアルリサイクルされ床材の中間層用として再利用されており、ポリオレフィン系フィルムはサーマルリサイクルとして補助燃料などに利用され、灰はセメント材料になります。

園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針
【平成7年】

廃棄物の不法投棄及び不法焼却に対する罰則の強化
【平成15年廃掃法改正】

マニフェスト制度義務化
【平成9年廃掃法改正】

廃棄物の野外焼却等の規則（野焼きの禁止）
【平成12年廃掃法改正】

（参考）

農林水産省ホームページ「園芸用プラスチック適正処理対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/used_plastic.html

Q：ロングライフ牛乳は常温保存が可能ということですが、どのような基準でどのように製造されていますか。

A：牛乳は食品衛生法に基づく乳等省令に基づいて殺菌、包装されています。

殺菌方法は乳等省令で「保持式※1により 63℃で 30 分加熱殺菌するか、またはこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること」と定められています。

殺菌方法は 5 つに大別されます。

- ・低温保持殺菌（生乳を保持式※1 で 63～65℃で 30 分間加熱殺菌）
- ・連続式低温殺菌（生乳を連続的※2に 65～68℃で 30 分以上加熱殺菌）
- ・高温保持殺菌（生乳を保持式で 75℃以上で 15 分以上加熱殺菌）
- ・高温短時間殺菌（生乳を 72℃以上で連続的に 15 秒以上加熱殺菌）
- ・超高温瞬間殺菌（生乳を 120～130℃で 2～3 秒の間加熱殺菌）

※1：生乳タンク内で攪拌しながら一定の温度を保持して殺菌する方式

※2：生乳が熱されたプレートの間を通過することで一定の温度を保持して殺菌する方式



超高温瞬間殺菌以外の方法では、すべての細菌や孢子を死滅させることはできませんが、人間に有害な細菌などは死滅するため、冷蔵保管により一定期間は安心して飲むことができます。

一方、超高温瞬間殺菌は耐熱性孢子形成菌を死滅させることができ、低温保持殺菌に比べ 1 万倍もの高い殺菌能力があると言われています。日本の牛乳は、この超高温瞬間殺菌が 9 割以上を占めています。

「常温保存可能品」と表示された牛乳（ロングライフ牛乳）は、超高温瞬間殺菌した乳を清浄エアを送り込んだ無菌環境下で、滅菌した容器（アセプティック容器：紙容器にアルミ箔を張り合わせ光と空気を遮断したもの）に、無菌充填を行ったものになり、未開封であれば冷蔵保存の必要はなく、常温保存が可能になります。

なお、乳等省令で、常温保存可能品には各冷蔵品に適用される成分規格に加えて、以下の成分規格及び保存基準を設けています。

- ・アルコール試験（摂氏 30 度±1 度で 14 日間保存又は摂氏 55 度±1 度で 7 日間保存する前及び保存した後において） 陰性
- ・酸度（摂氏 30 度±1 度で 14 日間保存又は摂氏 55 度±1 度で 7 日間保存する前及び保存した後の差が乳酸として） 0.02%以内
- ・細菌数（摂氏 30 度±1 度で 14 日間保存又は摂氏 55 度±1 度で 7 日間保存した後において標準平板培養法で 1 ml 当たり） 0

（参考）

一般社団法人 J-ミルクホームページ「牛乳の殺菌方法と栄養素の変化」

<https://www.j-milk.jp/findnew/chapter2/0202.html>

厚生労働省ホームページ「常温保存可能品（LL 牛乳）の大臣承認審査事項の見直しについて」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000159970.pdf>

☆地方の「消費者の部屋」展示予定一覧 （４月）

	開催期間	展示テーマ
北海道農政事務所	3月1日(水)～4月28日(金)	食中毒の防止
東北農政局	3月13日(月)～4月7日(金)	震災からの復興と災害に備えた食品備蓄
	4月10日(月)～4月28日(金)	食の安全と消費者の信頼確保の取組について
関東農政局	3月28日(火)～4月7日(金)	令和4年度農や里山のいとなみと 鉄道・路線バスフォトコンテスト受賞作品の展示
北陸農政局	4月3日(月)～4月28日(金)	知っておきたい食中毒予防の基本のキホン
東海農政局	4月10日(月)～4月25日(火)	知って防ごう食中毒！
	4月27日(木)～5月17日(水)	植物防疫法の改正について
近畿農政局	4月3日(月)～4月25日(火)	動物検疫制度をご存知ですか？ ～家畜伝染病の国内侵入を防止するために～
	4月26日(水)～5月19日(金)	日本茶のシーズン到来！ ～新茶を飲んでみませんか～
中国四国農政局	3月13日(月)～4月7日(金)	安全な農畜水産物を食卓に届けるために！
	4月10日(月)～4月28日(金)	植物検疫ってなあに？ ～日本の農業と緑を守るために～
九州農政局	4月3日(月)～4月14日(金)	お米・米粉の魅力
	4月17日(月)～5月2日(火)	「農業遺産・かんがい施設遺産」 ～伝統的な農林水産業を営む地域や歴史的価値のあるかんがい施設を紹介します～
内閣府沖縄総合事務局 【外部リンク】	農林水産行政や、食生活等に関する常設展示を行っております。	

* 展示内容は変更することがございますので、最新の情報は各地方農政局等のリンクからご確認ください。

☆地方の「消費者の部屋」だより

沖縄総合事務局 消費者の部屋

沖縄総合事務局では、モノレールおもろまち駅から徒歩 15 分、那覇地方合同庁舎 2 号館 1 階に「消費者の部屋」を設置しております。

令和 4 年度の取り組みとして、SNS (twitter・facebook) を活用し、農林水産行政の紹介や身近な食生活に関連する情報「ハイサイ！」を 25 件発信しました。

【常設展示】「消費者の部屋」では、消費者の皆様とのコミュニケーションを深めるため、農林水産行政や食生活に関する情報提供を行っています。



【特別展示・夏休み特別講座】「消費者の部屋」特別展示については、隣接する行政プラザのスペースにおいて、諸々の記念日や推進月間に併せてパネル展示（令和 4 年度 8 回）を実施しました。

また、夏休み期間に小学生を対象に「夏休み特別講座」をオンラインで開催し、沖縄の果物・野菜、動画で学校牛乳について紹介しました。



「特別展示 沖縄の林業と水産業」



「消費者の部屋夏休み特別講座」のチラシ

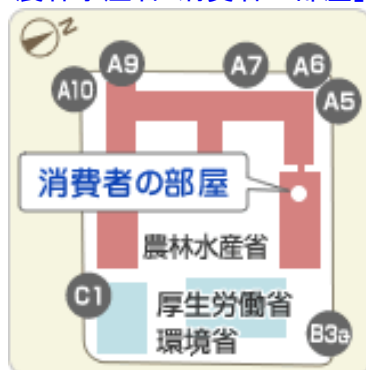
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

TEL : 098-866-1672 (直通)



農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと便利です。



東京メトロ「霞ヶ関」駅
下車。A5、B3a 出口すぐ

令和5年4月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局

消費者行政・食育課「消費者の部屋」

担 当 杉山、萩原、柚賀、北岡、栗原、池ノ谷

消費者相談電話 03-3591-6529

こどもそうだん電話 03-5512-1115

相談受付時間：10時～17時 土日祝日、年末年始を除く

インターネット相談窓口：

<https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html>